

# 新たな森林管理システム 森林経営管理制度

農林課 ☎22-1253

### 新たな制度により、市町村が森林の整備を進めます。

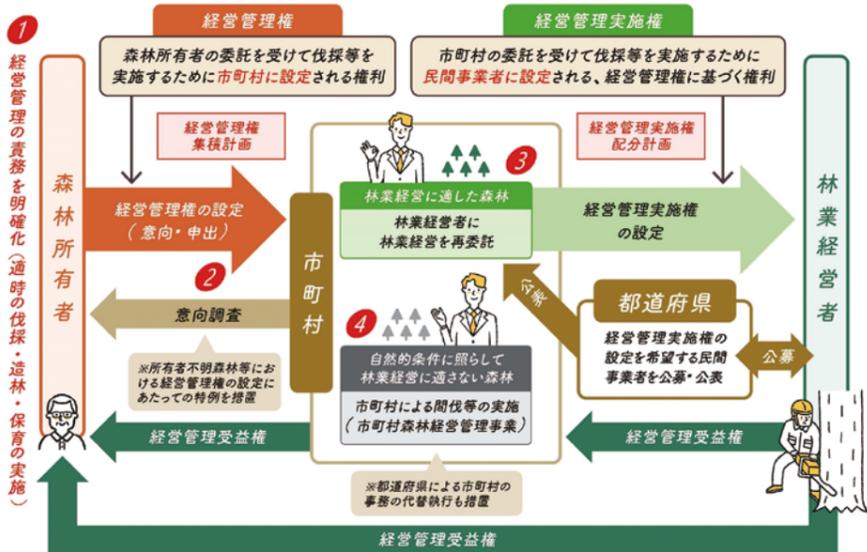
- 自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じりあった森林）などへ誘導。
- 自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、経営管理の集積・集約化、路網整備を進めて林業の利用を積極展開。

多様で健全な森林の整備のイメージ

林業経営に適さない人工林

林業経営に適した人工林

森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化



- 経営管理意向調査  
市が森林所有者に、所有している森林を今後どのように経営管理したいか、意向確認します。意向調査の結果をもとに、所有森林の今後の経営を市に委託したいと回答いただいた森林所有者と経営管理の相談をしながら内容を決定します。
- 経営管理を林業経営者に再委託  
市に経営管理を委託した場合、林業経営に適した森林（＝収益が見込める森林）は、意欲と能力のある林業経営者へ経営管理を再委託します。  
※伐採により発生した収益は、森林所有者に還元。
- 市が自ら管理  
市に経営管理を委託した場合、林業経営に適さない森林（＝収益が見込めない森林）は、森林環境譲与税を活用し、市が直接管理します。  
※伐採により発生した収益は、市の基金に積み立てし、更なる森林整備の原資となります。

## 森林経営管理制度

この制度は、

- ①森林所有者に適切な森林管理を促すため責務を明確化（適時の伐採・造林・保育の実施）
- ②森林所有者自らが森林の経営管理を行えない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける
- ③森林経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④再委託できない森林は、市町村が自ら管理を実施

することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものです。

## 本市の森林・林業の現状と課題

森林は、木材を生産するだけでなく、土砂災害などの発生リスクを低減する役割や二酸化炭素の吸収源としての役割があります。

本市の森林面積は、19,422.6ヘクタールで、市の面積の約68%を占めます。そのうち、民有林の人工林面積は、8,530.91ヘクタールで、人工林率は56.3%となっており、優良な人工林が形成されています。

これらの森林に対する適切な間伐、保育などによる森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が一般的に停滞し、間伐、保育などが適正に実施されず、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。

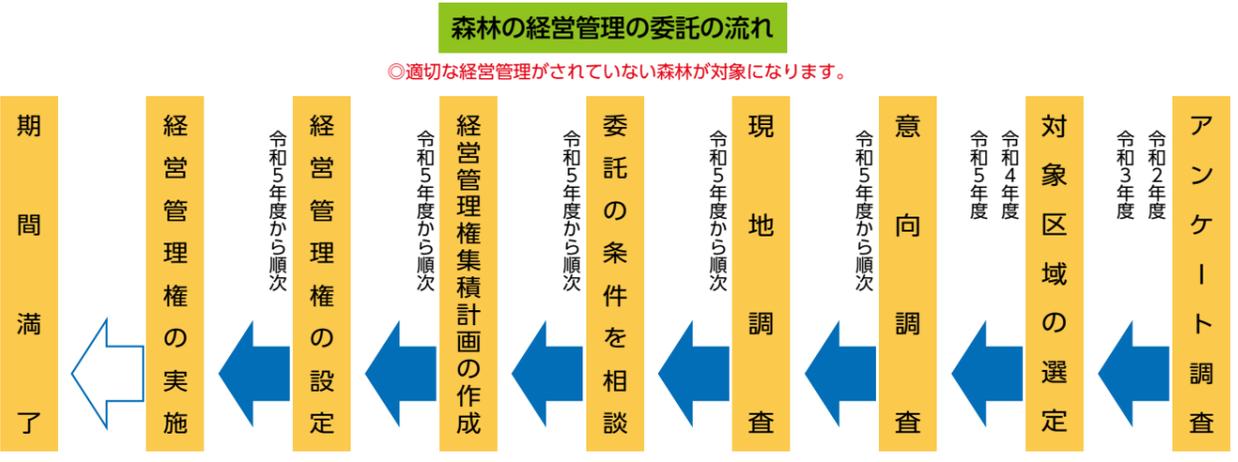
森林所有者には適切な森林の管理をお願いしていますが、整備を

## 本市の取り組み

令和元年度において、森林経営管理制度に基づく意向調査に向けた林地台帳の整備を行い、令和2年度で大平地区を対象に意向調査の事前調査として、林地台帳に記載のある山林の現状把握のためのアンケート調査を実施しました。

令和3年度では、大平地区を除く市内の森林の所有者を対象にアンケート調査を実施。令和4年度では、令和2・3年度に森林アンケート調査を行った森林所有者に対し、市全体のアンケートを取りまとめた結果の報告と森林経営管理制度についての概要を送付するとともに、市全体における集積計画の策定が必要となる収入が見込める山林、災害防止のために間伐が必要な山林などの基礎データを作成しました。

令和5年度は、適切な経営管理がされていない森林について、アンケート調査結果により、優先度の高い区域から順次意向調査を行い、森林の管理状況や経営管理の委託の内容などについて確認を行います。



行うためには大変な労力と資金が必要となります。また、相続問題から個人で森林を管理することが非常に難しくなっています。

そのため、個人が所有する森林は、全国的に整備が進んでいない状況です。

このような状況の中、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。国から都道府県や市町村への「森林環境譲与税」の配分が令和元年度から始まり、森林課題の解決に向けて「森林経営管理制度」が始まりました。